

公 告

次の軽油引取税に係る免税軽油使用者証は亡失したので、広島県税規則第52条の2第3項において準用する第49条の規定により公告する。

令和8年1月5日

広島県東部県税事務所長
(尾道分室)

免税軽油使用者証番号	広 第 78393 号
業 種	農 業
有 効 期 間	令和7年2月17日から 令和9年3月31日まで